

令和8年度
健康食品ブランド力魅カアップ推進事業補助金
公募要項

公募期間：令和8年4月27日（月）～ 令和8年5月15日（金）

※応募企業は事前相談が必須です。

・ **事前相談期間：令和8年4月27日（月）～ 令和8年5月14日（木）**

相談受付時間：月曜～金曜 10:00～12:00、13:00～16:00

（運営：一般社団法人沖縄県健康産業協議会）

・ **書類提出期間：令和8年4月27日（月）～ 令和8年5月15日（金）**

※書類提出の締切日時は5月15日（金）15:00まで（厳守）となります。

問合せ先：【公募に関すること、その他】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2-2

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班

担当：喜友名

電話：098-866-2337

E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp

【事前相談、WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証制度に関すること】

一般社団法人沖縄県健康産業協議会

担当：照屋、新里

電話：098-975-6230

E-mail：info@kenshoku-oki.com

令和8年4月

沖縄県商工労働部ものづくり振興課

令和8年度健康食品ブランド力魅力アップ推進事業補助金公募要項

1 事業概要

(1) 目的

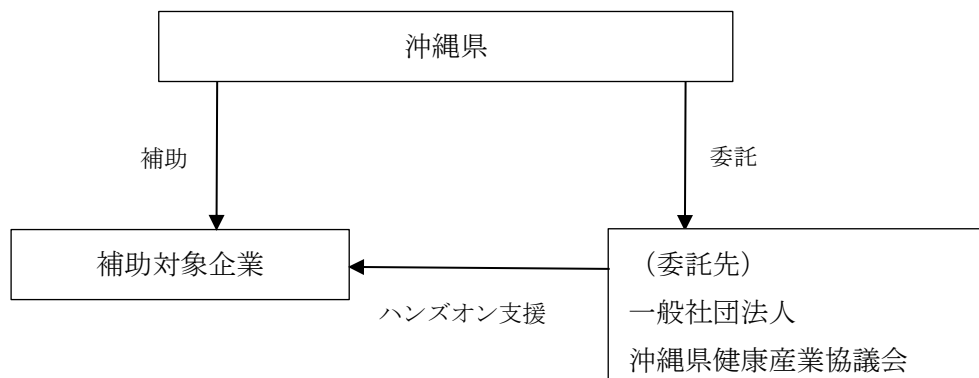
沖縄県には健康食品素材として有望な生物資源が豊富に存在しており、健康食品産業は本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長が期待されているが、ここ数年売上高の大きな伸びは見られていない。特に販路については、商談の中で提示した商品が市場ニーズや価格、品質レベルと合致せず、成約または長期的な取引には至らない事例も多く見られる。

そのため本業務では、沖縄県内の健康食品開発企業等が実施する、沖縄県の地域資源を活用した品質及び機能性に優れた健康食品^{※1}の開発等に要する経費の一部を沖縄県が補助することにより、市場ニーズを把握しながら沖縄県産素材^{※2}を活用した健康食品の沖縄ブランドを確立・強化及び販路拡大を図ることを目的とする。

※1 健康食品 人体の健康を維持・増進することを目的として摂取される食品やサプリメントのうち、科学的根拠や栄養学等に基づいた機能的価値を訴求することができるもの

※2 沖縄県産素材 沖縄県内で産出され食材として利用される農林水産物等

(2) 事業の仕組み



2 補助対象

(1) 対象企業

県内企業等^{※3}

※3 県内企業等 沖縄県内に本店又は主たる製品開発拠点を有する企業、または沖縄県内に本店又は主たる製品開発拠点を有する企業が1社以上参加している共同企業体をいう

(2) 対象商品

本補助金で開発する商品は、WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証制度における評価基準について（別紙1）及び基準（別紙2）に準ずること。

本補助事業は、WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証制度で規定されている評価基準に準ずる商品の開発を支援するものです。補助事業計画には、当該評価基準を満たすための課題解決策が盛り込まれている必要があります。認証制度及び評価基準に関する詳細については、沖縄県健康産業協議会にお問い合わせください。

3 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 沖縄県産素材 沖縄県内で産出され食材として利用される農林水産物等
- (2) 健康食品 人体の健康を維持・増進することを目的として摂取される食品やサプリメントのうち、科学的根拠や栄養学等に基づいた機能的価値を訴求することができるもの
- (3) 県内企業等 沖縄県内に本店又は主たる製品開発拠点を有する企業、または沖縄県内に本店又は主たる製品開発拠点を有する企業が1社以上参加している共同企業体をいう

4 事業実施期間

交付決定日～令和9年2月26日（金）

5 補助率及び補助金交付額上限

- (1) 補助率：1件あたりの補助率は総事業費の8/10以内とします。
- (2) 補助金交付額の上限
300万円
※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

6 応募資格・要件

次に掲げる要件を全て満たしている者であることが必要です。要件を満たさないと判断された場合は、審査の対象とならない場合があります。

- (1) 県内企業等であること。なお、共同企業体である場合は、要件を以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者（幹事法人）が応募申請すること。なお、幹事法人は、沖縄県内に本店又は主たる製品開発拠点を有する企業であること。
 - イ 共同企業体の構成員間において協定を締結すること（添付の協定書を参照）。

- ウ 共同企業体を構成する事業者はすべて法人であること。
- エ 共同企業体の全ての構成員が、応募資格（２）～（８）の要件を満たすこと。
- オ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
- カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

（２）本事業を遂行するにあたり、以下の要件を満たすこと。

- ア. 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- イ. 事業の遂行にあたり、必要な技術についての知見を十分に有し、かつ事業目標の達成及び計画の遂行等に必要な設備、組織、人員を有していること。
（製造や検査等、他社に委託する場合はその旨を申請書に記載するとともに、経費は外注・再委託費に計上すること。）

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。

（参考）地方自治法施行令 第１６７条の４ 第１項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（４）国税及び県税の滞納がないこと。

（５）次のア～オのいずれにも該当しない者であること。

- ア. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- イ. 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ウ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしている。

- オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。

6 応募手続

補助を希望する事業者（提案者）は、本公募要項に従って提案書（正1部（片面印刷）、副6部（両面印刷））を作成し、提出期限までに郵送または持参にて提出先まで御提出ください。

※応募は一般社団法人沖縄県健康産業協議会への事前相談が必須です。申請前に申請書のブラッシュアップ等の有無について確認するため、早めにご相談ください（期間及び問い合わせ先は表紙に記載）。

(1) 公募期間：令和8年4月27日（月）～ 令和8年5月15日（金）

(2) 提出期限：令和8年5月15日（金） 15：00 必着（郵送含む）

(3) 提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 喜友名

TEL：098-866-2337

※1 郵送の場合は、封筒に「健康商品ブランド力魅力アップ推進事業補助金提案書在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（特定記録、簡易書留等）でお送りください。

※2 提出された書類等は返却しません。

(4) 応募に係る質問

応募に関する質問等については、令和8年4月27日（月）から令和8年5月8日（金）15:00（必着）の間、メールにより受け付けます（日本語のみ）。

E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp

質問等への回答は、沖縄県ホームページの公募用ページに掲載することとし、個別での回答は行いません。また、審査に関するお問い合わせには応じることはできません。

(5) 応募に関する注意事項

ア. 本事業への応募は、1者あたり1件とします。

イ. 同一事業者が同一の課題又は内容で、既に他の公的助成制度（委託事業を含む）

による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。

ウ. 補助金交付額は、審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定されることがあります。

7 応募方法

(1) 提案書の作成

提案書は別添の様式に従って作成してください。日本語で作成してください。

(2) 当事業の応募書類

以下の書類を一式として提出してください。

※ FAX やメール等による提出は受け付けませんので、ご注意ください。

チェック欄	提出書類	内容
<input type="checkbox"/> 正本 1 部 <input type="checkbox"/> 副本 6 部	提案書一式（様式 1 から様式 7） 【様式 1】提案書 【様式 2】プロジェクト概要書 【様式 2 別紙】プロジェクト詳細内容 【様式 3】事業計画・マイルストーン 【様式 4】実施体制図 【様式 5】積算書 【様式 6】誓約書 【様式 7】事業管理経歴書 【様式 8】認証等制度の取得状況 【任意】その他資料（必要に応じて）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本：カラー片面印刷 ・ 副本：両面カラー印刷（本文がモノクロであればモノクロ印刷可） ・ その他資料については任意です。必要に応じて説明資料を追加してください。
<input type="checkbox"/> コピー 7 部	定 款	
<input type="checkbox"/> コピー 7 部	決算報告書（右記内容に記載のもの、直近 3 期分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算報告書：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書含む）、法人税申告書別表一
<input type="checkbox"/> コピー 7 部 （A4 に統一）	会社案内等の参考資料 （会社案内、自社商品・研究開発紹介資料、新聞記事等）	
<input type="checkbox"/> 正本 1 部	登記事項証明書	

(注意)

申請書類は、理解しやすいように、簡潔に記載して下さい。

書類に不備等がある場合は審査対象とならないことがありますので、提案書様式に従って記入して下さい。様式に記載の項目の変更はしないで下さい。また、審査を行う上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出された提案書類、添付資料等は補助事業者の選定にのみ使用いたします。また、提出された資料等は返却されませんので、予めご了承ください。

(3) 秘密の保持

申請書は本事業の選定のためにのみ用い、厳重に管理いたします。個人情報等は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。また、取得した個人情報等については、実施体制の審査のために利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用する場合があります。

8 選定について

(1) 審査方法

以下ア、イについて審査を行った上で、沖縄県商工労働部内に設置する審査評価委員会において(2)の審査基準に照らして審査を行い選定します。

ア. 6. の応募資格・要件を満たしているか。

イ. 提案内容が、本公募要項の「1. 事業の目的」「2. 補助対象」に合致しているか。

審査評価委員会については、非公開で行われ、審査の経過等、**審査に関する問い合わせには応じられません**のであらかじめ御了承ください。審査評価委員会は、書面による審査もしくは対面によるプレゼンテーション審査を実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な審査を行います。

ア. 実現性

実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

イ. 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容が優れており、事業実施の方法について具体性のある事業計画であること。

ウ. 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

エ. 貢献性

事業実施により、沖縄県経済への具体的な効果が見込めること。

・加点措置

「沖縄県所得向上応援企業認証制度」、「経営革新計画認証制度」、「沖縄県人材育成企業認証制度」、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」、「パートナースhip構築宣言企業」の認証等を得た企業からの提案事業は、採択審査において加点措置を行います。

(3) 選定結果の通知について

選定結果については、採否にかかわらず、応募者に通知します。
選定された事業者は、速やかに補助金交付申請書をご提出下さい。
選定結果への異議は受付られませんので、ご了承下さい。

(4) スケジュール

4月27日(月)	-----	公募開始
5月8日(金) 15時	-----	公募に関する質問締切
5月15日(金) 15時	-----	申請書の提出締切
随時	-----	ヒアリング
5月下旬頃(予定)	-----	審査委員会
6月中旬頃(予定)	-----	採否決定通知
7月頃(予定)	-----	交付決定

9 補助金交付決定について

選定された事業が、沖縄県知事に補助金交付申請書を提出し、それに対して沖縄県知事が交付決定通知書を申請者に送付します。交付決定通知日から事業開始となります。

なお、選定後から補助金交付決定までの間に、沖縄県知事との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。補助金交付条件が合致しない場合には、補助金交付決定ができない場合がありますので御了承ください。

10 経費上の区分

(1) 経費の区分

補助の対象となる経費は、当該事業活動に必要な費用のうち、以下の費目に該当するものとします。

なお、補助対象経費は消費税を含めず計上して下さい。

経費項目	内容
人件費	
人件費	補助対象事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費 人件費の時間単価については、経済産業省が提供している補助事業事務処理マニュアル(経済産業省大臣官房会計課)の計算方法により算出するものとする。
事業費	
謝金	補助対象事業を行うために必要な外部専門家等への謝礼金等

旅費	補助対象事業を行うために必要な出張又は専門家招聘に係る交通費、宿泊費等
消耗品費	補助対象事業を行うために必要な各種消耗品等の購入に係る経費（原材料費、資材費を含む）
通信運搬費	補助対象事業を行うために必要な郵便料及び運送代等
使用料及び賃借料	補助対象事業を行うために必要な会議等に係る会場等の使用料及び機械器具等の賃借料
補助員人件費	補助対象事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
外注・委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注・委託するために必要な経費
その他経費	上記の他に、本事業で行う活動に必要であると知事が認める経費

(2) 計上できない経費

- ア. 建物等施設を整備・補修等をする経費
- イ. 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書籍等の什器類、事務機器等）
- ウ. デジタルカメラ、PC、プリンター等の汎用性の高い備品の購入費
- エ. 事業実施中に発生した事故・災害等の処理のための経費
- オ. 交付決定前に発生（発注）した経費、または事業期間中に支払が完了しない経費
- カ. レンタルラボなどの賃料や光熱水費
- キ. その他事業に関係のない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税という。）が含まれている場合、健康食品ブランド力魅力アップ推進事業補助金交付要綱交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることがあります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入れ控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入れ控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続き回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

11 事業の実施にあたっての留意事項

補助金交付決定後の補助対象事業の開始にあたっては、以下の点に留意して下さい。

(1) 申請内容の公表

採択された事業については、申請者の法人名、テーマ名および事業の概要等を新聞、ホームページ等にて公表する可能性があります。公表内容については、事前に調整させていただきます。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 補助金の経理

補助事業終了前後に、会計検査院が実地検査に入ることがあります。補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、沖縄県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

(4) 事業期間の終了後

成果の報告

補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間、補助事業に係る成果等について、沖縄県に報告する必要があります。

(5) その他の留意事項

費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結してください。

事業に採択された場合は、一般社団法人沖縄県健康産業協議会のハンズオン支援のもと、同協議会の指導・助言を受けるなど、連携しながら事業を実施すること。

事業の実施にあたっては、いわゆる「薬機法」や「食品衛生法」、「健康増進法」、「食品表示法」及びこれらに関する省令など、事業実施に係る研究開発や販売行為等を行うにあたって必要な法令等を遵守してください。

上記の法令や規制を所管する省庁の各種ガイドライン等に基づき、倫理審査委員会による審査や規制官庁への届け出等が必要となる場合、求められる手続きを行ってください。

12 その他

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、沖縄県知事が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は当年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) その他、事業の実施に関して本公募要項に記載の無い内容については、別添「健康商品ブランド力魅力アップ推進事業補助金」交付要綱に基づきます。

WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証制度における評価基準について

1. 商品の「訴求区分」と「加工区分」について

WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証では、対象となる商品を区分けし、その区分に対応した評価基準が適用されます。

(1) 訴求区分

審査対象となる商品は、商品のアピール内容によって次のいずれかに区分されます。訴求区分の違いによって、「機能的価値」の評価基準が異なります。

- ① **機能的訴求型商品**：国の制度に則って具体的な機能性をアピールする商品
例)「〇〇〇は食後の血糖値の上昇を緩やかにする機能があることが報告されています。」(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品のいずれかであること)
- ② **素材成分訴求型商品**：素材や成分の含有量をアピールする商品
例)「5粒でクルクミン〇〇mg」「クエン酸〇〇〇mg/100ml」「沖縄産〇〇〇100%」
- ③ **栄養特性訴求型商品**：特定の栄養素が多いことや少ないことをアピールする商品
例)「ビタミンCたっぷり」「低脂質高たんぱく」「糖質オフ」「緑黄色野菜120g」
- ④ **製法追求型商品**：独自に工夫した技術によって機能的価値が高まっていることをアピールする商品
例)「〇〇〇技術により吸収率アップ」「〇〇〇製法で□□を安定化」

(2) 加工区分

審査対象となる商品は、加工品としての形態によって次のいずれかに区分されます。加工区分の違いによって、「安全・安心」の評価基準が異なります。

- ① **素材加工型製品**：健康素材そのものが加工されている製品
例) もろみ酢、ウコン粒(ウコン乾燥粉末を打錠したもの)、青汁粉末
- ② **成分付加型製品**：機能性成分を本来含まない食品に機能性成分を添加した製品
例) γ -アミノ酪酸添加キャンデー、難消化デキストリン添加コーヒー飲料
- ③ **成分濃縮型製品**：抽出された機能性成分を濃縮したサプリメント製品
例) DHAソフトカプセル、セサミン濃縮カプセル、ルテイン濃縮錠剤

2. WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証制度における商品の評価基準について

WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証では、商品の訴求区分と加工区分の組み合わせに応じ、「機能的価値」「安全・安心」の評価基準を適用します(別表1及び別表2)。

沖縄県健康産業協議会 WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証審査規程（抜粋）

第5条 評価・評定基準

- 1 「機能的価値」及び「安全・安心」の評価にあたっては、前条に規定した申請商品の訴求区分と加工区分の組み合わせに対応して別表1及び2に示す評価基準を適用する。
- 2 「機能的価値」は別表1に示す評価基準に基づいてグレードAもしくはグレードBとして評価し、グレードAと評価されたものを「優」と評定し、グレードBと評価されたものを「良」と評定し、グレードCと評価されたものを「不可」と評定する。
- 3 「安全・安心」は健康素材の安全性、製品の安全性、製造工程の管理、商品表示・広告のコンプライアンス性の各項目について別表2に示す評価基準に基づいてグレードAもしくはグレードBとして評価し、全ての項目でグレードAと評価されたものを「優」、全ての項目でグレードAまたはBと評価されたものを「良」と評定する。いずれかの項目で「グレードC」と評価された場合は「不可」と評定する。
- 4 「機能的価値」及び「安全・安心」の評定において「不可」がなく、いずれも「優」又は「良」と評定された商品を一次審査合格とし、認証審査の対象とする。
- 5 申請商品の「機能的価値」及び「安全・安心」が沖縄特有の自然環境・生物種・生活習慣・伝統等によって高められていると一次審査委員会が認める場合は、運営事務局はその旨を参考情報として認証審査委員会に報告する。
- 6 「情緒的価値」は、認証申請用商品説明書及び添付資料、申請者による商品説明、一次審査委員会の評価・評定結果及び運営事務局が報告する参考情報をもとに、沖縄の自然、文化、歴史等を背景にした沖縄らしさが表現されているかどうかについて認証審査委員が定性的な評価を行い、別表3に示す評価表を用いて採点する。
- 7 「商品コンセプトとの適合性」は、認証申請用商品説明書及び添付資料、認証申請者による商品説明、一次審査委員会の評価・評定結果及び運営事務局が報告する参考情報をもとに、申請者が企図する商品コンセプトに合致しているかどうかについて認証審査委員が定性的な評価を行い、別表3に示す評価表を用いて採点する。
- 8 6及び7で採点された合計得点を出席した認証審査委員数で除した平均値が56以上70以下の場合に「優」、42以上56未満の場合に「良」、42未満の場合に「不可」と評定する。

- 9 前項にかかわらず、6 及び7 の評価において、認証審査委員の一人以上が一項目でも1と評価した場合には、「不可」と評定する。

第6条 合否判定

- 1 前条に基づき評価及び評定を行った結果、「機能的価値」「安全・安心」「情緒的価値」及び「商品コンセプトとの適合性」の全てにおいて「不可」がなく「良」もしくは「優」と評定されたものを「一般認証相当の合格」とする。
- 2 「機能的価値」が「優」と評定され、かつその他に一つ以上が「優」と評定されたものについて、認証審査委員による協議の結果特に優れた商品であると決議された場合には、その商品を「プレミアム認証相当の合格」とする。

別表1 機能的価値の評価基準(※1)

	【素材加工型製品】	【成分付加型製品】	【成分濃縮型製品】
【機能的訴求型商品】	【グレードA】機能的成分が県産素材由来である特定保健用食品、機能的表示食品、栄養機能食品であること。	【グレードA】機能的成分が県産素材由来である特定保健用食品、機能的表示食品、栄養機能食品であること。 【グレードB】商品のコア素材は県産素材であるが、機能的成分は県産素材由来ではない特定保健用食品、機能的表示食品、栄養機能食品であること。	【グレードA】機能的成分が県産素材由来である特定保健用食品、機能的表示食品、栄養機能食品であること。
【素材成分訴求型商品】	【グレードA】エビデンスのある機能的成分または素材を有効量含有していること(※2)。かつ、その成分又は素材が県産素材のみに由来するものであること。 【グレードB】エビデンスのある機能的成分または素材を有効量含有していること(※2)。ただし、主原料がその成分又は素材を含有する県産素材で構成されている場合において、その成分または素材の含有量を有効量たらしめる目的で、県産素材由来以外の成分または素材が添加されていても可とする。 【グレードB】エビデンスのある機能的成分または素材を有意(有効摂取量の50%以上)に補給できる量を含有していること。かつ、その成分又は素材が県産素材のみに由来するものであること。		
【栄養特性訴求型商品】	【グレードA】県産素材又は沖縄の伝統的手法の活用により食品表示基準に則った栄養成分の「高い旨」または「含まない旨」の強調表示ができること。 【グレードB】県産素材又は沖縄の伝統的手法の活用により食品表示基準に則った栄養成分の「含む旨」「強化された旨」「低い旨」または「低減された」の強調表示ができること。 【グレードA】県産素材又は沖縄の伝統的手法の活用により国または自治体の健康栄養政策に基づく指針等によく合致する原材料組成(※3)であること。 【グレードB】県産素材又は沖縄の伝統的手法の活用により国または自治体の健康栄養政策に基づく指針等にある程度合致する原材料組成(※3)であること。		
【製法追求型商品】	【グレードB】機能的成分を含有する県産素材を主原料とし、こだわりのある特別な原料や独自技術又は高度な科学技術等により機能的価値を高められていること(※4)の合理的な根拠があること。		

付記

※1 表中の【グレードA】又は【グレードB】に該当しない場合はすべて【グレードC】と評価する。

※2 原則として、システマティックレビューもしくは査読論文として報告された健常者対象ヒト介入RCT試験の結果として示された有効摂取量。

※3 健康日本21や定説の管理栄養学説に基づく食事摂取指針など。

※4 機能的成分含有量の増加や吸収性、溶解性、安定性等の向上、摂取しやすさの革新的改善など。

別表2 安全・安心の評価基準(※1)

	【素材加工型製品】	【成分付加型製品】	【成分濃縮型製品】
1. 健康素材の安全性	【グレードA】申請商品としての摂取方法において食経験が十分であること、もしくは、安全性試験で評価が行われていること。		【グレードA】厚生労働省通達「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」に従って原材料の安全性自主点検が行われていること。 【グレードB】食経験が十分であること、もしくは、安全性試験で評価が行われていること。
2. 製品の安全性	【グレードA】食品衛生法に基づく成分規格に適合、及び、形状・物性において危険がない事(※2)。		
3. 製造工程の管理	【グレードA】食品安全管理に関する第三者認証(※3)。 【グレードB】製品・製法の特性に対応した適切な品質管理(※4)。		【グレードA】食品安全管理に関する第三者認証(※3)。
4. 商品表示・広告のコンプライアンス性	【グレードA】関連法令(※5)を遵守していること。ただし、企業活動全般の状況も考慮する(※6)。		

付記

※1 表中の【グレードA】【グレードB】に該当しない場合はすべて【グレードC】と評価する。

※2 喉に詰まりやすい、口を怪我しやすい、誤吸引しやすいなどの危険がないこと。

※3 GMP、HACCP、ISO22000 など。原材料に関する有機 JAS 認定、GAP 第三者認証は付加的に評価する。

※4 原材料・製法・製品の特性に対応した安全管理方法がマニュアル化され必要に応じ第三者に開示できること。原材料受入基準、製品出荷規格、重要管理点等が設定されていること。

※5 食品衛生法、食品表示法、健康増進法、景品表示法。

※6 申請商品以外の商品や販売活動等において、法令違反が常態化や重大な法令違反が認められる場合は不可とする。

別表3 情緒的価値及び商品コンセプトとの適合性の評価表

	【情緒的価値】 沖縄の自然、風土、歴史、文化等に基づいたストーリー性やイメージ、情緒の発現要素があるか。	【商品コンセプト適合性】 設定したターゲット、ニーズ、提供価値の目論みに対応したものになっているか。	傾斜
1. 内容物の特性について①※1 原材料、産地、製法等	優 5 4 3 2 1 劣	優 5 4 3 2 1 劣	×2
2. 内容物の特性について② 味、香り、色、性状等	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	×2
3. デザインやネーミングについて	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	×1
4. 商品開発の経緯や背景について	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	×1
5. 商品の形態や使用方法について 使いやすさや利便性に観点から		5 4 3 2 1	×1
6. 内容量、価格 提供価値との釣り合いや継続性の観点から		5 4 3 2 1	×1

付記

※1 参考情報を踏まえ一次審査で評価・評定された「機能的価値」「安全・安心」と情緒的価値との関連性を踏まえて評価する。